

第130回 国土交通省との定例意見交換会（議事要旨）

要望内容	回答	回答部局	備考
<p>①建築確認申請業務の円滑化について</p>	<p>□これまで、確認検査適合性判定の運用等に関する質疑応答集の作成、設計者・施工者・ディベロッパーなどの実務者向けに新しい建築確認手続きの要点を説明したリーフレットの配布、設計者および審査側からなる連絡協議会の各都道府県での設置など、関係者に対するきめ細やかな情報提供や技術的支援等の取組みを行ってきた。</p> <p>□その結果、住宅着工については、昨年9月は約6万3千戸（対前年同月比44%減）と底をついたわけだが、その後着実に回復し、今年4月の着工戸数は改正法施行後、最高の約9万8千戸、5月は9万1千戸となっており、今年になって概ね一ケタ台の減少幅で推移している。したがって、新しい建築確認手続きは定着しているものと考えている。</p> <p>□いわゆる「軽微な変更」については、確認手続きは不要とされているが、それをさらに明確化するために、5月27日には建築基準法施行規則を改正し、非構造部材や建築設備等の軽微な変更について、実務者が明確に判断できるようにした。</p> <p>□6月2日には、一定の鉄骨づくりの店舗・事務所等を対象とした図書省略の大臣認定が行われた。図書省略認定制度というのは、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造方法の建物については、通常の構造計算書の代わりに国土交通大臣が指定した簡単な計算書をもって確認申請図書とすることができる制度である。これにより、認定を受けた構造方法の建物については、構造計算に係る審査を簡略化することが可能となった。構造計算適合性判定も不要になる。</p> <p>□増改築の円滑化を図るため、増改築の際に同時に既存部分の改修を行うのが困難な場合には、増改築部分を工事した後で、既存部分を段階的に改修できる「全体計画認定制度」を弾力的に運用することにし、4月17日に運用方針を示したガイドラインを特定行政庁に通知した。今後とも建築確認の現場の状況を把握しつつ、建築確認手続きの円滑化に資するよう、きめ細かな情報提供や技術的支援を継続していきたい。</p> <p>□住宅着工の減少が、さまざまな産業にタイムラグを経て影響を与えると認識している。そこで、中小企業庁の「セーフティネット貸付」や「セーフティネット保証」の運用にあたって、同庁と緊密な連携をとりながら適切に対応していきたい。</p>	<p>建設市場整備課 安藤専門工事業 高度化推進官</p>	
<p>②建設資材の高騰に伴う単品スライド条項の適用などについて</p>	<p>□単品スライド条項とは、鋼材と燃料油という2品目の資材価格の上昇に対して、その上昇分を、請負代金に反映させようという措置である。このたび、運用マニュアルを作成したが、その目的は3つある。 ①発注者の運用にばらつきが出ないように意思統一する。 ②28年ぶりに実施したため、自治体や民間においてもノウハウが残っていないので、そういった方々が具体的に運用しやすくするための支援ツールとして活用してもらおう。 ③納品書等の提出により、資材の取引関係（数量・納品時期・価格など）をオープンにしてもらわないと、同条項は適用できない。すなわち、元下関係においても、資材の取引関係をオープンにもらって、発注者・受注者間で意識の共有を図ろうという意図がある。</p> <p>□6月13日に直轄事業において単品スライド条項が適用され、建設業団体や民間発注者に対して、同条項が適用された旨を周知した。また、特に、建設業団体に対しては、同条項が適用された工事について、元請から下請に対し下請代金が適切に支払われるよう、併せて周知している。</p> <p>□資金需要の高まる、いわゆる盆暮れ通達において、建設業界に対して下請代金の適正化について通達を发出している。この中でもきちんと周知していく。</p> <p>□地方公共団体に対しても、同様の周知を6月13日付で行った。京都府を除く46都道府県、すべての政令指定都市において単品スライド条項が適用されている状況になっている。</p>	<p>技術調査課 大西建設システム 管理企画課長</p> <p>建設業課 岩川課長補佐</p>	

要望内容	回答	回答部局	備考
<p>③技能労働者の労働条件改善と労働生産性の向上について</p>	<p>□元下および発注者間の施工会議の開催のご提案についてだが、公共工事の適正な施工の確保のためには、受発注者間において課題や情報を共有するのは重要であると認識している。今年の3月、入札契約適正化法にもとづき、省庁や地方公共団体などの公共発注者に対して、発注者・設計者・施工者による3者協議やワンデーレスポンスなどの手段によって、受発注者間の連携を促進するよう要請している。</p> <p>□これらの取組をいっそう促進するため、来年度予算要求において、地方公共団体における受発注者間の連携の促進に係るモデル事業の要求を検討している。ご提案のあった発注者・元請・下請からなる「施工会議」についても、その一形態として検討の余地はあると認識している。</p> <p>□元下間の取引適正化について、平成19年4月に建設業法令遵守推進本部の設置、6月には法令遵守ガイドラインの策定などにより、周知徹底を図っていく。また、ガイドラインの改定を予定しており、元下調査の充実など、さらなる取引の適正化を図っていく。</p> <p>□本年4月に建設業法施行規則が改正され、登録基幹技能者講習を修了した者について、経審の加点がスタートした。すでに、日本電設工業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会など5団体において登録済みであり、さらに5団体から登録申請をいただいているところである。今後順次、28団体から申請をいただけるものと思っている。</p> <p>□今後も基幹技能者制度の普及・向上が重要であり、それがひいては基幹技能者の処遇の向上、基幹技能者を育成・確保する下請業者の経営の安定化、技能労働者の底上げなどに繋がると思う。</p> <p>□ご指摘のあった総合評価方式の中で、いかにして基幹技能者を評価していくかについても、さらに研究していく。過去には、営繕の電気設備工事で、われわれも基幹技能者の活用を技術提案していただいて、評価した事例はある。ただ、定着しているとはいえない。関係部局等とも協力しながら、基幹技能者の普及に努めたい。また、21職種28団体以外の団体から、基幹技能者制度に参画したいという要望もいただいております。今後、基幹技能者のすそ野を広げたい。</p>	<p>技術調査課 前川課長</p> <p>建設市場整備課 長谷川労働資材 対策官</p> <p>建設業課 岩川課長補佐</p>	
<p>④公共事業労務費調査に対する要望について</p>	<p>□労務単価については、調査の精度アップや賃金水準の低下など、いろいろな観点から意見をいただいている。そういったご意見に対応するため、学識経験者と業界団体(ゼネコン、専門工事業)等からなる「公共工事設計労務単価のあり方検討会」を立ち上げたところである。厚生労働省や農林水産省などを含めた、いろいろな労務単価に係る問題を多面的に検討していく。昨日も、第二回検討会が開催された。</p> <p>□発注者、業界団体(ゼネコン、専門工事業)、建設労働者団体(全建総連)に対しアンケート調査をしている。労務単価の実態や労務単価の改善、労働条件の問題などについて聞いており、現在それをまとめているところである。その結果を受けて、議論を深めていきたい。</p> <p>□繰り返しになるが、労務単価の問題については、調査の精度のアップが大事だと思っている。本来、「相当程度の技能を有する者」の賃金を調べる前提になっているものの、はたしてそうなっているか。アルバイトなどの技能程度の低い者が混ざっているのではないかと指摘がある。そのようなことがないように、今年度調査からでも、改善・工夫していきたい。</p> <p>□一定の職種(土木、造園)では、土木工事標準歩掛において、世話役が設定されており、そのような世話役は別途、労務単価が計算されている。したがって、一定の職種(土木、造園)において、基幹技能者であれば、世話役に入っているケースが多く、その中で反映されていると思う。いずれにしても、「相当程度の技能を有する者」をきちんと評価することが重要である。</p>	<p>建設市場整備課 長谷川労働資材 対策官</p>	

要望内容	回答	回答部局	備考
<p>⑤法令遵守の徹底と元請下請契約の適正化について</p>	<p>□昨年4月に建設業法令遵守推進本部を各地方整備局に設置し、併せてパンフ資料にもあるように、駆け込みホットラインを創設したところである。</p>	<p>建設業課 中村課長補佐</p>	
	<p>□昨年度の活動状況だが、全国10箇所にある推進本部に寄せられた情報は812件あり、そのうち法令違反疑義があるのは211件であった。傾向的には、監理技術者の設置・専任義務違反や営業所専任技術者の勤務実態疑義など技術者に関するもの、下請代金の支払遅延や契約書面の交付義務違反などの下請取引に関するものが多かった。</p>		
	<p>□それらに対し、報告聴取も含めた立入検査の回数は950回であった。さらに、それらに対して、許可取消が1件、営業停止が217件、指示処分が11件、勧告処分が411件であった。</p>		
	<p>□平成20年3月にとりまとめられた「低価格受注問題検討委員会」の報告では、下請業者へのしわ寄せの排除のため、さらなる対応を講じるよう提言を受けたところである。</p>		
	<p>□法令違反行為の明確化・周知については、昨年作成したガイドラインの中で、工期面でのしわ寄せの法令違反行為が入っていないのではないかとというご指摘を受けた。そこで、下請業者の責めによらない工期延長については、きちんと契約変更で対応すべき旨の内容を、改訂版ガイドラインとして出そうとしているところである。元請業者との交渉等に活用していただきたい。</p>		
	<p>□法令違反行為に係る端緒情報の収集機能の強化、立入検査の強化・拡充、法令違反行為に対する対応の強化については、従来から「下請代金支払状況の実態調査」を行ってきたが、今年度は当調査を大きく変更し、従来の4倍にあたる28,000業者に対してアンケートを実施する。調査内容についても、不適正な取引を行っている業者の情報を入手しやすいような内容になっているので、その結果を踏まえて、立入検査等に活用していきたいと考えている。</p>		
	<p>□下請業者等が講じておくべき対応の周知・徹底については、トラブル等が発生しても、下請業者が何の資料も持っていないケースが多いので、相談に来ていただいても対応できないことがある。そこで、会計帳簿や入出金の記録・保存などを日ごろから心がけてほしい旨を周知しようと考えている。</p>		
	<p>□下請不適正取引の発生に対しては、発注者にも原因があるのではないかと指摘されることがある。そこで、発注者が守るべきルール、法令上問題となるであろう行為について、具体的に事例等をまとめて、発注者向けガイドラインを今年度中に出したいと考えている。</p>		
<p>□建設業者は知事許可が多いわけだが、さきほどご説明した「下請代金支払状況の実態調査」の対象28,000業者のうち25,000業者が知事許可である。これは従来対象の10倍である。これにもとづき、不適正な回答のあった業者には、指導票を送り、指導に努めていきたい。また、都道府県との連携については、年に2回、ブロック監理課長会議を開催しており、そのような場を通じ、連携を図っていきたい。</p>			

■追加意見・自由討議	回答	回答部局
<p>○グラウンドアンカー施工士を活用してほしい(日本アンカー協会が育成しているグラウンドアンカー施工士を現場常駐させるなど活用してほしい)</p> <p>○また、基幹技能者認定講習の実施機関として申請準備中でもあるので、将来的にはグラウンドアンカー施工士と基幹技能者を組み合わせて評価していただきたい。(日本アンカー協会 中原会長)</p>	<p>□日本アンカー協会の取組は、工事の品質確保や技術者・技能者の処遇改善にとって、非常に重要な仕組みだと思う。よい制度にしていきたいし、ある程度普及してきたら、国土交通省としても総合評価方式などで活用していきたいという方向性で考えている。</p>	<p>技術調査課 前川課長</p>
<p>○労働生産性を向上させるための技術提案者に対する保護政策の確立について(特許でも取得しない限り、技術提案は発注者に帰属することになり、提案者にとってはメリットが続かない)(全鉄筋 内山会長)</p>	<p>□技術提案には、契約後VEと入札時VEの2つがあるが、契約後VEはコスト縮減額の半分を提案者に返すという制度である。しかし、提案するとコストが下がるということもあり、契約後VEは直轄工事においては最近ほとんど使われていない。</p> <p>□一方、入札時VEが総合評価制度の中に採り入れられており、良い提案をした者にとっては、落札で有利になるというインセンティブがある。</p> <p>□VE提案は知的財産なので、絶対オープンにしないし、取り扱いに注意している。良い技術提案を、発注者が次回から勝手に一般的な工法として仕様書に書くなどということはないと思う。したがって、言われているような不適切な事例があれば教えてほしい。</p>	<p>技術調査課 前川課長</p>
<p>○先月あたりから地方ゼネコンの倒産が急増している。そのあおりを専門工事業者が受けることになるので、ボンドや保険制度等で対策を打ってほしい。</p> <p>○建設行政イコール発注行政ということが、良くない。たとえば、軽微な労働災害にもかかわらず、1ヶ月も工事を止められると、専門工事業者の被害は甚大である。発注行政という立場から見れば工事を止めたくなるのだろう。</p> <p>○建設行政は発注行政であると同時に、より良い産業づくりのための産業行政でもあるという両面において、いろいろと検討していただきたい。(日機協 山崎会長)</p>	<p>□地方のゼネコンの倒産多発については、危機意識を持っている。倒産の要因を共有している地域の方々とのヒアリング・意見交換を通じて、どのような対策が考えられるのか検討していきたい。</p> <p>□発注行政に偏っていて、産業行政という視点が欠けているというご指摘についてだが、社会資本をつくっていくのは、公共事業・直轄事業なので、発注行政も重要だと思っている。しかし、それが全てではない。本来、地域において建設産業は経済社会を担っている重要な存在であり、同時に特別ではない普通の産業である。</p> <p>□そのような普通の産業を守り、育成していくという産業政策の視点を、国土交通省の中で広めていく必要があると思っている。</p>	<p>小沢建設流通 政策審議官</p>